

商標審査便覧

目 次

凡例

1 3．代理人

1 3． 7 1 国際商標登録出願に国内代理人がない場合の起案について

1 5．優先権

1 5． 0 1 優先権主張を伴う商標登録出願に関する優先権の有無の審査について

1 5． 0 2 優先権主張を伴う商標登録出願に関する立体商標、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標の「商標の一致」の判断について

1 5． 0 3 優先権主張を伴う商標登録出願に関する標準文字の「商標の一致」の判断について

1 6．出願時の特例

1 6． 0 1 出願時の特例の主張に係る取扱いについて

1 6． 0 2 出願時の特例が認められない場合の取扱い

1 6． 0 4 特許庁長官の定める博覧会の基準についての説明

1 7．分割、出願変更、補正却下の新出願

1 7． 0 1 分割出願とは認められない場合の通知について

1 7． 0 2 変更に係る新たな出願とは認められない場合の通知について

17.03 出願の変更があったときのもとの出願についての取扱い

19. 標準文字等に関する手続き

19.01 商標法第5条第3項に規定する標準文字の指定について

19.71 国際商標登録出願について「standard characters」である旨の宣言があった場合の取扱い

20. 審査

20.01 面接等の実施に関する取扱い

20.02 早期審査制度

20.03 上申書等により応答期間の延長の求めがあった場合の取扱い

25. 商標登録を受けようとする商標

25.01 商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を受けようとする際の手続について

25.02 商標を記載した部分でない箇所について商標法第5条第6項ただし書の規定の適用を主張している場合の取扱い

25.71 国際商標登録出願において「標章音訳」、「標章の翻訳」又は「標章の記述」の記載があった場合の取扱い

25.72 国際商標登録出願における色彩についての取扱い

26. 防護標章

26.01 防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の審査について

26.02 防護標章更新登録出願の願書と登録原簿との照合の結果、出願人が防護標章登録に基づく権利を有する者と相違する場合の取扱い

(26.51) 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が重複してなされた場合の取扱い

→ 45.01

27. 団体商標、地域団体商標

27.01 団体商標の取扱いについて

27.02 地域団体商標の取扱いについて

27.71 国際商標登録出願において「Collective mark, certification mark, or guarantee mark」の記載がある場合の取扱い

28. 小売等役務商標

28.01 商標法施行規則別表の表示に従っていない役務表示についての取扱い

31. 要旨変更

31.01 商標法第5条第2項の「立体商標」である旨の記載に関する補正の取扱い

31.02 商標法第5条第3項の「標準文字」である旨の記載に関する補正の取扱い

31.71 国際事務局より通報された「商品等に関する限定 (limitation)」が要旨の変更となる場合の取扱い

40. 拒絶の理由の通知

40.01 先願未登録商標に基づく拒絶理由の通知

40.02 商標法第4条第1項第11号に係る拒絶理由の開示

40.03 政令で定める期間内における拒絶理由の通知

40.04 商標権の存続期間が満了した商標を引用する拒絶理由の通知

40.05 セントラルアタックにより取り消された国際登録に基づく商標権に係る商標を引用する拒絶理由の通知

4 1. 第3条

4 1. 1 0 0 第3条第1項柱書き

4 1. 1 0 0. 0 1 出願人の名義変更があった場合の商標法第3条第1項柱書きの取扱い

4 1. 1 0 0. 0 2 立体商標の第3条第1項柱書に関する審査の運用について

4 1. 1 0 0. 0 3 商標の使用又は商標の使用の意思を確認するための審査に関する運用について

4 1. 1 0 0. 0 4 「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」ことができない蓋然性が高い商標登録出願について

4 1. 1 0 0. 0 5 出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い

4 1. 1 0 1 第3条第1項第1号

(4 1. 1 0 1. 5 1) 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1. 1 0 3. 0 1

4 1. 1 0 3 第3条第1項第3号

4 1. 1 0 3. 0 1 外国の地名等に関する商標について

4 1. 1 0 3. 0 2 山岳名、河川名、建造物の名称等に関する商標について

4 1. 1 0 3. 0 3 「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い」についての説明

4 1. 1 0 3. 0 4 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて

(4 1. 1 0 3. 5 2) 外国政府との取決めについて
→ 8 8. 0 1

4 1. 1 0 5 第3条第1項第5号

(4 1. 1 0 5. 5 1) 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて
→ 4 1. 1 0 3. 0 4

4 1. 1 0 6 第3条第1項第6号

(41. 106. 51) 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて
→ 41. 103. 04

(41. 106. 52) 「国内外の地理的名称からなる商標登録出願の取扱い」についての説明
→ 41. 103. 03

41. 200 第3条第2項

41. 200. 21 色彩のみからなる商標の出願における使用による識別力の立証方法について

(41. 200. 51) 立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて
→ 41. 103. 04

42. 第4条

42. 101 第4条第1項第1号

42. 101. 01 外国の国旗の取扱い

42. 103 第4条第1項第3号

42. 103. 01 商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について

42. 104 第4条第1項第4号

42. 104. 01 商標法第4条第1項第4号に規定する赤十字等の標章について

42. 105 第4条第1項第5号

(42. 105. 51) 商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について
→ 42. 103. 01

42. 107 第4条第1項第7号

42. 107. 01 差別的若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形等からなる商標の取扱い

4 2 . 1 0 7 . 0 2 国家資格等を表す又は国家資格等と誤認を生ずるおそれのある商標（「××士」「××博士」等）の取扱いについて

4 2 . 1 0 7 . 0 3 暴力団に係る標章（代紋等）の取扱い

4 2 . 1 0 7 . 0 4 歴史上の人物名（周知・著名な故人の人物名）からなる商標登録出願の取扱いについて

（4 2 . 1 0 7 . 5 1） 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1 . 1 0 3 . 0 1

（4 2 . 1 0 7 . 5 2） 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 2

4 2 . 1 0 8 商標法第4条第1項第8号

4 2 . 1 0 8 . 0 1 第4条第1項第8号に関する承諾書の取扱い

（4 2 . 1 0 8 . 5 1） 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1 . 1 0 3 . 0 1

4 2 . 1 1 0 商標法第4条第1項第10号

4 2 . 1 1 0 . 0 1 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について

（4 2 . 1 1 0 . 5 1） 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1 . 1 0 3 . 0 1

（4 2 . 1 1 0 . 5 2） 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 1

（4 2 . 1 1 0 . 5 3） 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 2

（4 2 . 1 1 0 . 5 4） 他人の周知商標と同一又は類似の商標について（地域団体商標）
→ 4 7 . 1 0 1 . 0 8 他人の周知商標と同一又は類似の商標について

4 2 . 1 1 1 商標法第4条第1項第11号

4 2 . 1 1 1 . 0 1 出願人（申請人）の同一認定に関する取扱い

4 2 . 1 1 1 . 0 2 第4条第1項第11号の審査における引用商標権者による取引実情の説明書及び証拠について

（4 2 . 1 1 1 . 5 1） 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 1

（4 2 . 1 1 1 . 5 2） 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 2

（4 2 . 1 1 1 . 5 3） 他人の商標との類否判断について（地域団体商標）
→ 4 7 . 1 0 1 . 0 6 他人の商標との類否判断について

4 2 . 1 1 3 商標法第4条第1項第13号

4 2 . 1 1 3 . 0 1 商標法第4条第1項第13号の規定の廃止に伴う経過措置

4 2 . 1 1 5 商標法第4条第1項第15号

（4 2 . 1 1 5 . 5 1） 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1 . 1 0 3 . 0 1

（4 2 . 1 1 5 . 5 2） 山岳名、河川名、建造物の名称等に関する商標について
→ 4 1 . 1 0 3 . 0 2

（4 2 . 1 1 5 . 5 3） 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 1

（4 2 . 1 1 5 . 5 4） 外国標章等の保護に関する取扱い
→ 4 2 . 1 1 9 . 0 2

（4 2 . 1 1 5 . 5 5） 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるかどうかの判断について（地域団体商標）
→ 4 7 . 1 0 1 . 0 9 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるかどうかの判断について

（4 2 . 1 1 5 . 5 6） 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について
→ 4 2 . 1 1 0 . 0 1

4 2. 1 1 6 商標法第4条第1項第16号

(4 2. 1 1 6. 5 1) 外国の地名等に関する商標について
→ 4 1. 1 0 3. 0 1

(4 2. 1 1 6. 5 2) 山岳名、河川名、建造物の名称等に関する商標について
→ 4 1. 1 0 3. 0 2

(4 2. 1 1 6. 5 3) 「地域の名称」との関係における指定商品（指定役務）の記載について（地域団体商標）
→ 4 7. 1 0 1. 0 7 「地域の名称」との関係における指定商品（指定役務）の記載について

(4 2. 1 1 6. 5 4) 外国政府との取決めについて
→ 8 8. 0 1

4 2. 1 1 7 商標法第4条第1項第17号

4 2. 1 1 7. 0 1 T R I P S協定を踏まえた商標法第4条第1項第17号の解釈について

4 2. 1 1 7. 0 2 商標法第4条第1項第17号の規定による産地の指定について

4 2. 1 1 7. 0 3 世界貿易機関（W T O）の加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章について

(4 2. 1 1 7. 5 1) 外国政府との取決めについて
→ 8 8. 0 1

4 2. 1 1 9 商標法第4条第1項第19号

4 2. 1 1 9. 0 1 「需要者の間に広く認識されている商標」に関連する資料の取扱い

4 2. 1 1 9. 0 2 外国標章等の保護に関する取扱い

4 2. 1 1 9. 0 3 商標法第4条第1項第19号に関する審査について

4 4. 同日出願

4 4. 0 1 商標法第8条第2項、第4項及び第5項に規定する同日に2以上の商標登録出願があった場合の取扱い

45. 重複出願

- 45. 01 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願が重複してなされた場合の取扱い
- 45. 02 書換の対象となっている商標権と重複する商標登録出願の取扱い
- 45. 71 商標法第68条の10で規定する国際商標登録出願の出願時の特例についての取扱い

46. 第6条

- 46. 01 不明確な指定商品又は指定役務の審査に関する運用について

47. 第7条の2

- 47. 101. 01 地域団体商標登録出願に係る主体要件について
 - 47. 101. 04 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること
 - 47. 101. 05 商標中の地域の名称が商品（役務）と密接な関連性を有することについて
 - 47. 101. 06 他人の商標との類否判断について
 - 47. 101. 07 「地域の名称」との関係における指定商品（指定役務）の記載について
 - 47. 101. 08 他人の周知商標と同一又は類似の商標について
 - 47. 101. 09 他人の業務と出所の混同を生ずるおそれがあるかどうかの判断について
 - 47. 101. 10 地域団体商標に係る団体の構成員について
 - (47. 101. 51) 地域団体商標を包含する通常商標の出願に関する商標法第4条第1項第10号等の適用について
- 42. 110. 01

48. 更 新

48. 01 重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願についての取扱い

(48. 51) 出願人(申請人)の同一認定に関する取扱い
→ 42. 111. 01

49. 書 換

49. 01 書換審査の取扱い

49. 02 書換登録申請者と登録原簿との照合の結果、書換登録申請者が商標権者と相違する場合の取扱い

(49. 51) 書換の対象となっている商標権と重複する商標登録出願の取扱い
→ 45. 02

51. 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標又は位置商標に係る共通事項

51. 01 色彩のみからなる商標及び位置商標において、特定された位置が存在しない商品等に関する取扱い

52. 動き商標

52. 01 動き商標の願書への記載について

54. 色彩のみからなる商標

54. 01 色彩のみからなる商標の願書への記載(商標の記載)について

54. 02 色彩のみからなる商標の願書への記載(商標の詳細な説明)について

54. 03 色彩のみからなる商標の出願における「金色」等の色彩に関する取扱い

54. 04 色彩のみからなる商標の出願における複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

5 4. 0 5 色彩のみからなる商標の出願における色見本帳についての取扱い

5 4. 0 6 色彩のみからなる商標における使用による識別力の獲得の証明に関する取扱い

5 4. 0 7 色彩のみからなる商標の出願における使用による識別力の立証方法（色彩の同一性の判断）について

5 4. 0 8 色彩のみからなる商標における第 4 条第 1 項第 1 1 号の審査における引用商標権者による取引実情の説明書及び証拠について

5 5. 音商標

5 5. 0 1 音商標の願書への記載について

5 6. 位置商標

5 6. 0 1 位置商標の願書への記載について

5 6. 0 2 位置商標の出願において願書に記載した商標が複数の図又は写真により記載されている場合の取扱い

5 6. 0 3 位置商標における識別力の考え方について

8 5. 出願公開

8 5. 0 1 出願公開に伴う、「公序良俗を害するおそれのある商標」及び「公序良俗を害するおそれのある指定商品又は指定役務」について

8 5. 7 1 国際商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の翻訳の作成と公報等への掲載に関する取扱い

8 8. 外国政府との取決め

8 8. 0 1 外国政府との取決めについて

8 9. 情報の提供

89.01 商標登録出願に関する情報提供について

89.02 国若しくは地方公共団体等又は公益的事業等を表示する標章に関する情報提供について

89.03 博覧会の賞に関する情報提供について

A1. 基礎登録又は基礎出願

A1.01 2以上の基礎となる商標登録又は商標登録出願に関する取扱い

A2. 国際登録出願に係る商標

A2.01 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一に関する取扱い

A2.02 基礎登録又は基礎出願が立体商標である場合の商標の同一に関する取扱い

A2.03 基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字による場合の国際登録出願における標準文字の宣言と商標の同一に関する取扱い

A2.04 色彩を構成要素としている商標の同一に関する取扱い

A2.05 国際登録出願に係る商標（ラテン文字、アラビア数字、ローマ数字以外の表記）の音訳についての取扱い

A2.06 国際登録出願に係る商標の翻訳についての取扱い

A2.07 国際登録出願に係る標章の記述についての取扱い（商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明を除く）

A2.08 国際登録出願に係る標章の記述及び色彩に係る主張についての取扱い（商標法第5条第4項で規定する商標の詳細な説明について）

A3. 国際登録出願に係る商品又は役務

A3.01 国際登録出願に係る商品又は役務の同一に関する取扱い

A 3. 0 2 国際登録出願に係る類の記載に関する取扱い

A 3. 0 3 国際登録を求める商品及び役務の記載に関して国際事務局から欠陥の通報があった場合の取扱い

A 8. 国際事務局への通報

A 8. 0 1 基礎登録又は基礎出願に係る指定商品又は指定役務の全部若しくは一部が消滅した場合における国際事務局への通報について

A 8. 0 2 基礎登録又は基礎出願の分割があった場合の国際事務局への通報について

資 料

1. 標準文字一覧
(→ 1 9. 0 1)

2. 世界貿易機関 (W T O) 加盟国のぶどう酒又は蒸留酒の産地を表示する標章について
(→ 4 2. 1 1 7. 0 3)

15. 01

**優先権主張を伴う商標登録出願に関する
優先権の有無の審査について**

出願人が優先権を主張して商標登録出願してきた場合において、優先権が認められるためには、以下①から④の要件を満たす必要がある。

要件を満たさない場合には、当該優先権主張を伴う商標登録出願を通常の商標登録出願として処理するものとし、出願人又は代理人に優先権を認めない旨及びその理由を通知する。

なお、この通知は必ずしも単独で行う必要はなく、最初に発する拒絶理由通知等の通知（登録査定を含む。）をするときにこれに書き添えて行ってもよいものとする。

- ①優先権主張を伴う商標登録出願の出願人が、優先権証明書に示された出願人と同一人又はその承継人であること（パリ条約4条A（1））
- ②優先権主張を伴う商標登録出願の出願日が、優先期間内（優先権主張の基礎出願の出願日から6月以内）であること（同条C（1））
- ③優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書に記載された商標が一致すること
- ④優先権主張を伴う商標登録出願に係る指定商品又は指定役務の全部又は一部が優先権証明書に示された指定商品又は指定役務に含まれていること

上記①及び③の判断については、以下のとおり取り扱う。

1. 優先権主張を伴う商標登録出願の出願人と優先権証明書に示された出願人の同一性について（要件①）

優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された出願人と優先権証明書に示された出願人について、氏名若しくは名称又は住所又は居所が一致しない場合又は不明な場合には、出願人又は代理人に対し、優先権証明書に示された出願人と同一人であること、又はその承継人であることを証明する書面について提出を求める通知を行う。

それにもかかわらず、同一人又はその承継人であることを証明する書面が提出されない場合には優先権主張を認めず、出願人又は代理人にその旨を通知する。

2. 優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と、優先権証明書に示された商標の一致について（要件③）

商標の一致の判断に当たっては、優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標と優先権証明書に示された商標とが厳密には一致しないと認められる場合でも、優先権証明書全体の記載内容を総合的に検討し、両者の差異が第一国(優先権主張の基礎出願がなされた国)における制度・運用上の相違又はシステム運用上の相違から生じたものと出願人又は代理人の説明等により認められるときは、実質的に同一のものとして取り扱い、商標の一致を認める。

ただし、例えば次に該当する場合には、実質的に同一の商標として取り扱う。

(1) 制度・運用上の相違に係る場合

①英国等の「シリーズ商標」出願を基礎とする商標出願

優先権主張の基礎出願がシリーズ商標出願である場合で、優先権証明書に複数の商標が示されており、願書に記載された商標が当該複数の商標の一つと一致すると認められるときは、両者は実質的に同一の商標として取り扱う。

(説明)

シリーズ商標とは英国等において採用される特有の制度である。同制度においては、複数の商標を一つの手続によって出願することが可能であり、願書に示された複数の商標は、全体として一つの商標としてではなく、それぞれが独立した商標として、出願されたものと考えられる。

したがって、優先権証明書の記載から基礎となる出願がシリーズ商標であることを確認することができれば、当該基礎のシリーズ商標のうちの一つの商標と本願商標とを対比して商標の一致についての判断を行う。

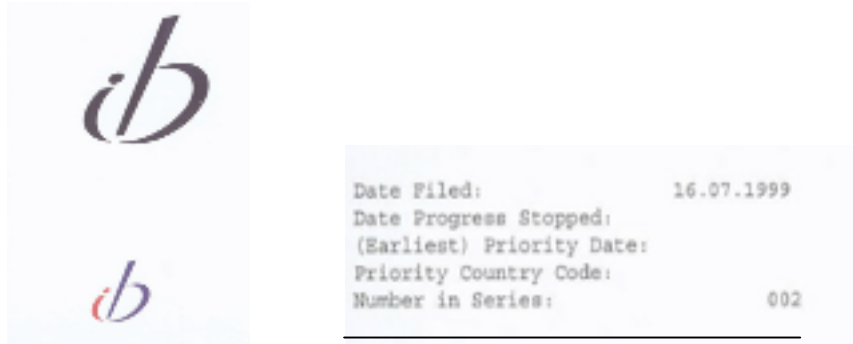
なお、優先権証明書に示された複数の商標を一つの商標として我が国に商標登録出願した場合には、実質的に同一の商標とする取扱いは適用しない。

(実質的に同一の商標であると認めた事例)

○優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標（商願2000-2024）



○優先権証明書に示された商標、及びシリーズ商標である旨を把握できる記述



②米国出願を基礎とする立体商標の出願

優先権証明書に示された立体商標には、陰影を表すための細線又は濃淡（シェーディング）が施されているのに対して、願書に記載された立体商標には、陰影を表すための細線又は濃淡が施されていない場合で、両者の差異が当該細線又は濃淡の有無のみであるときは、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

（説明）

米国においては、商標見本に点線、陰影を表すための細線や濃淡を施すことが認められているが¹、我が国の商標法施行規則様式2の備考には「商標記載欄には、別段の定めがある場合を除き、陰影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号、又は文字、その他商標を構成しない線、符号、図形又は文字を記載してはならない。」旨規定されている。

この場合、優先権証明書に示された立体商標に陰影が施されているにもかかわらず、商標登録出願人は、出願にかかる立体商標の商標見本から当該陰影を削除することが必要となるが、その場合には商標が厳密には一致しないものとなる。

しかしながら、当該陰影の有無の差異は、米国と日本との商標の記載方法の相違から生じた結果であり、当該陰影の有無の差異のみによって商標の一致を否定することは商標登録出願人にとって酷であることから、特別な事情がない限り、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

（実質的に同一の商標であると想定される例）

○優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標（立体商標）



○優先権証明書に示された商標及び商標に関する説明

¹ USPTO Examination Guide 1-05 <http://www.uspto.gov/trademarks/resources/exam/examguide1-05.jsp>



【商標に関する記述】²

The mark consists of the product packaging for candy, namely a three dimensional configuration of a unique container in the shape of a jelly bean. The lining shows in the drawing is used to indicate the 3 dimensional roundness of the mark and is not a feature of the mark, and does not indicate color.

(2) システム運用上の相違に係る場合

①標準文字又は一般的に使用されている書体と認められる書体で表された文字からなる商標の出願

優先権証明書に示された商標が電子機器で一般的に使用されている書体と認められる書体で表された文字からなり、願書に記載された商標が標準文字又は電子機器で一般的に使用されている書体と認められる書体で表された文字からなる場合には、特別な事情がない限り、実質的に同一の商標として取り扱う。

(説明)

優先権証明書の発行に際し、近年の多種多様な電子機器の開発・普及により、様々な書体の文字が印刷可能となっているところ、各国官庁のシステム上、同じ文字であっても様々な書体で表示される可能性がある。

以上の実情を踏まえると、優先権証明書に示された商標の文字の書体と願書に記載された商標の文字の書体とが相違する場合、厳密には同一のものとはいえないが、いずれもが商標の識別性に影響を及ぼす程の特徴を有するものとは認められず、一般的な書体であると認められるときは、上記のとおりシステムに起因する書体の相違であると考えられるから、特別な事情がない限り、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

②標準文字からなる商標の出願における全角文字と半角文字の相違について

優先権証明書に示された商標が電子機器で一般的に使用されている書体と認められる書体で表された半角文字からなり、願書に記載された商標が標準文字（全角文字）からなる場合には、特別な事情がない限り、実質的に同一の商標として取り扱う。

(説明)

商標法第5条第3項に規定する標準文字で利用できる文字は全角文字のみであり、半角文字からなる商標は、我が国において標準文字として出願できない。

(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/syouhyoubin/shiryou_1.pdf)

そのため、優先権証明書に示された商標と願書に記載された商標(標準文字)

² (仮訳) 標章はキャンディの商品包装、すなわちジェリービーンの形状をした容器の立体的形状からなる。線模様は標章の立体的な丸味を示すもので、標章の特徴でも色彩を示すものでもない。

に半角文字と全角文字の相違がある場合、厳密には同一のものとはいえないが、システムに起因する相違であると考えられるから、特別な事情がない限り、両者を実質的に同一の商標として取り扱う。

(実質的に同一の商標であると認めた事例)

○優先権主張を伴う商標登録出願の願書に記載された商標（商願2008-12191）

M a r y L o u ' s W e i g h (標準文字)

○優先権証明書に示された商標

Mary Lou's Weigh

20. 03

上申書等により応答期間の延長の求めがあった場合の取扱い

特許法等の一部を改正する法律（法律第55号）が平成28年4月1日から施行されることにより、拒絶理由通知の応答期間の延長の手続きが改正された。

同年4月1日以降に期間延長請求の手続きによらず、上申書等（※1）により拒絶理由通知、物件提出指示書又は協議指示書への応答期間の延長の求めがあった場合には、以下のとおり取り扱う。

（※1）上申書等とは、上申書、意見書、面接、電話による上申等、期間延長請求書以外の方法によるもの。

なお、例えば、拒絶理由通知で引用した商標が拒絶査定不服審判・取消審判等に係属している等、引用商標等との関係で査定を猶予する合理的な理由がある場合については、本取扱いの対象とせず、査定の猶予を認める。

1. 指定期間内及び指定期間経過後に上申書等の応答があり、上申書等の内容により明らかに応答期間の延長を求めていると判断される場合は、速やかに、通知書により、期間延長請求書（参考参照）の提出を促す。

なお、面接や電話で応答期間の延長の求めがあった場合には、口頭で期間延長請求書の提出を促し、面接記録又は応対記録にその旨を記載する。

2. 1の上申書等による応答期間の延長の求めがあった場合で、通知書を送付して1月経過しても、期間延長請求書や意見書等の提出がないときは、上申書等の内容を考慮の上、速やかに2回目の通知書を通知する。

2回目の通知書では、例えば、譲渡交渉に関する事実を証明する資料（例、メールでのやり取り、作成中の譲渡契約書等（機密事項はマスキング可））、第3条第1項柱書きに関する使用又は使用意思を証明のため準備資料、第3条第2項に関する証明書類の準備等を示す資料、その他それらの具体的な進捗状況を説明する意見書等、応答期間の延長に係る事情を裏付ける資料の提出を求める。

3. 期間延長請求書及び2回目の通知書に対応する資料の提出がない場合には、拒絶理由応答期間経過後2月を経た後に審査を進める。

2回目の通知書において、資料の提出がなされたが、その内容が不十分な場合やさらに応答期間の延長を求めている場合は、提出された資料の内容を慎重に考慮の上、一定期間（拒絶理由応答期間経過後6月程度）を目途に審査を進める。

ただし、拒絶理由応答期間経過後 6 月を超える場合であっても、資料や状況説明等から合理的な理由が認められる場合は、この限りでない。

〈参考〉

(1) 応答期間内に行う期間延長請求

出願人が国内居住者又は在外者のいずれの場合も、期間延長請求書を提出することにより、1 月の応答期間の延長が可能になる。当該期間延長請求を行う際には、2,100 円の手数料が必要となる。

(2) 応答期間経過後に行う期間延長請求

出願人が国内居住者又は在外者のいずれの場合も、応答期間経過後でも、経過後 2 月以内に限り、期間延長請求書を提出することにより、2 月の応答期間の延長が可能になる。当該期間延長請求を行う際には、4,200 円の手数料が必要となる。

40. 04

商標権の存続期間が満了した商標を引用する拒絶理由の通知

1. 第4条第1項第11号に係る拒絶理由の通知において、商標権の存続期間が満了した商標を引用する場合は、以下のとおり取り扱う。

(1) 引用商標の商標権（国際登録に基づく商標権を除く。）が存続期間の満了後1年以内のものである場合には、存続期間の更新登録の申請がされていないときであっても、当該商標を引用する第4条第1項第11号の拒絶理由を通知する。

(2) 引用商標の商標権の登録料が分割納付がされている場合であって、存続期間満了前5年の日から1年以内のものである場合には、存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料（以下「後期分割登録料」という。）及び割増登録料が納付されていないときであっても、当該商標を引用する第4条第1項第11号の拒絶理由を通知する。

(3) 引用商標が国際登録に基づく商標権であって商標権の存続期間が満了している場合は、その引用商標の商標権に係る国際商標登録簿により、原簿が有効である限り、その商標を引用する第4条第1項第11号の拒絶理由を通知する。

2. 上記1. の商標を引用して査定を行う場合には、その引用商標について、以下のとおり取り扱う。

(1) 上記1. (1) 及び (3) の商標を引用して拒絶査定を行う場合には、その引用商標の商標権の存続期間の更新手続がなされた事実を確認した後に、拒絶査定を行う。

(2) 上記1. (2) の商標を引用して拒絶査定を行う場合には、後期分割登録料及び割増登録料の納付がなされた事実を確認した後に、拒絶査定を行う。

ただし、①引用商標の商標権の存続期間の満了後1年の期間が経過した後に、更新登録の申請がされなかったことを確認したとき、②引用商標に係る後期分割登録料及び割増登録料が存続期間満了前5年の日から1年以内に納付されなかったことを確認したとき、③引用商標の商標権に係る国際商標登録原簿が閉鎖になっていることを確認したときは、当該商標を引用する第4条第1項第11号には該当しなくなったものとして取り扱う。

また、④引用商標の権利者が更新登録の申請をしない旨の意思を示した書面

を提出した場合であって、存続期間の満了後6月の期間が経過し、第20条第3項の規定による更新登録の申請がないことを確認したとき、⑤引用商標の商標権の登録料が分割納付されている場合において、当該引用商標の権利者が後期分割登録料の納付をしない旨の意思を示した書面を提出した場合であって、存続期間満了前5年の日から6月の期間が経過し、第41条の2第6項の規定による後期分割登録料及び割増登録料の納付がないことを確認したときは、当該商標を引用する第4条第1項第11号には該当しなくなったものとして取り扱う。

〈説明〉

1. 商標権の存続期間の更新登録の申請について

商標権の存続期間の更新登録の申請は、存続期間の満了後6月の間においても可能であり（第20条第3項）、存続期間の満了後6月の更新登録の申請期間内にその申請がない場合に、その商標権は存続期間の満了時にさかのぼって消滅したものとみなされる（第20条第4項）。さらに上記の規定によって消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、更新登録の申請をすることができる期間内にその申請ができなかったことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内であって上記の更新期間の経過後6月以内に限り、商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができる（第21条第1項）。

2. 登録料の分割納付がされた場合の後期分割登録料の納付について

登録料の分割納付において、後期分割登録料の納付は、その期間の経過後6月以内においても追納が可能であり（第41条の2第5項）、その期間の経過後6月以内に後期分割登録料及び割増登録料の納付がなかったときは、その商標権は存続期間の満了前5年の日にさかのぼって消滅したものとみなされる（第41条の2第6項）。

さらに上記の規定によって消滅したものとみなされた商標権の原商標権者は、後期分割登録料を追納することができる期間内に後期分割登録料及び割増登録料を納付することができなかったことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなった日から2月以内であって上記の更新期間の経過後6月以内に限り、その後期分割登録料及び割増登録料を納付することができる（第41条の3）。

3. 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新について

国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新がなされるところ（第68条の21第2項）、国際登録の更新手続には、存続期間満了後6月の猶予期間が認められている（マドリッド協定議定書第7条（4））。

そして、国際登録の存続期間の更新がなかったときは、国際登録に基づく商標権は、存続期間の満了時にさかのぼって消滅したものとみなされるが（第68条の21第4項）、実務上は、国際商標登録原簿で更新がなされているかを確認する。（W I P O国際事務局から我が国に対して国際登録の存続期間の更新がなかった旨の通報があり（注1）、その後商標登録原簿に商標権の消滅の登録等必要な手続が行われる。）

（注1）標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則第31規則（4）を参照。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○「第4条第1項第11号（先願に係る他人の登録商標）」の審査基準

4 1 . 1 0 0 . 0 2

立体商標の第3条第1項柱書に関する審査の運用について

1. 立体商標が、商品（商品の包装を含む。）又は役務の提供の用に供する物（以下、「商品等」という。）の形状からなる場合、その出願に係る指定商品又は指定役務の中に、明らかに商標としての使用態様は取り得ないであろうと思われるものが含まれている場合の取扱いについて

商標審査基準 第2 二、第3条第1項柱書 参照

2. 立体商標の形状を示す複数の写真又は図の中に、一つの立体的形状を構成するものとしては不適当な記載（例えば、縮尺が相違する写真、断面図等）が含まれている場合の取扱いについて

商標記載欄に記載された立体商標の構成、態様が具体的に特定できないものについては、商標法第3条第1項柱書に規定する「商標登録を受けることができる商標」とみることはできないことから、立体商標の形状を示す複数の写真又は図の中に、一つの立体的形状を構成するものとしては不適当な記載（例えば、縮尺が相違する写真、断面図等）が含まれている場合には、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

この場合において、商標記載欄に記載された商標中の付記的部分でない立体商標の変更や削除等は、原則としては要旨の変更であることから認められないが、以下のような不適当な記載を訂正するための補正に限り認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることはできない）。

① 商標記載欄に記載された、立体商標の構成を表す複数の写真又は図の縮尺が相違する場合、出願時における立体商標の形状と相似形を保つ範囲において、同一縮尺の写真又は図に訂正したとしても、その立体商標の形状を変更することにはならないことから、そのような補正は認められる。

ただし、縮尺を拡大することにより、例えば出願時において認識することのできなかった立体的形状に付された文字、図形、記号又は装飾等が認められることとなるような補正は、新たな構成部分の追加となり要旨変更に該当することから認められない。

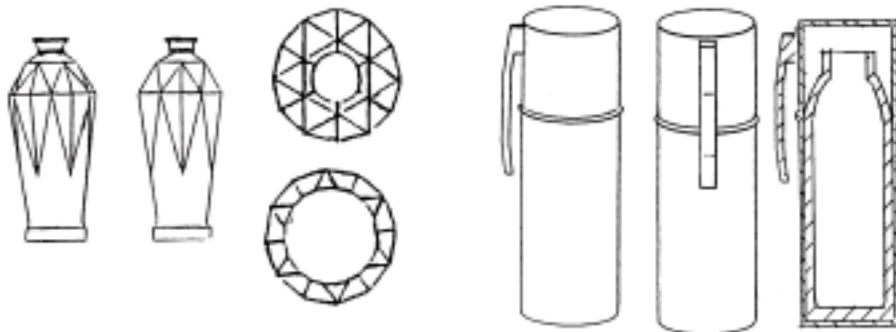
② 立体商標が二以上の写真又は図で記載されており、その中に断面図が含まれている場合は、立体商標は外観上、視覚に訴えるものでなければならないことからそのような記載は立体商標を構成するものと認められないが、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限り、その立体商標の

形状を変更することにはならないことから、断面図を削除する補正は認められる。

ただし、補正をする場合は、補正後の商標の全体を記載することが必要である（様式第15の2〔備考10〕参照）。

なお、その断面図を外形図に補正することは、出願時において記載されていない形状を追加することとなり、要旨の変更となることから、そのような補正は認められない。

〔具体例〕（商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断される例。）



（縮尺が相違する例）

（断面図を有する例）

3. 立体商標を記載した図、写真が不鮮明なため、その全体を明確に特定し得ない場合の取扱いについて。

立体商標が立体的形状のみからなり、図、写真が不鮮明であるため形状の全体が明確に特定し得ない場合については、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

ただし、立体商標が立体的形状のみからなり、写真が不鮮明であるが、概ねその全体の形状については特定し得るものである場合には、第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。この場合、立体的形状の全体を明確に特定し得るような鮮明な写真に補正することは、出願時における立体商標の構成と同一性が保たれる限りにおいて認められる（国際商標登録出願については、商標の補正をすることができない。）。なお、補正する場合には、補正後の商標の全体を記載することが必要である。

立体商標が立体的形状に文字、図形、記号、又は装飾等（以下、「文字等」という。）が付されている場合で、立体的形状は鮮明に記載されているものの、文字等の構成、態様が明確に把握し得ない程小さく表示されていたり、容易には判読し得ない程に不鮮明な表示からなるときは、その写真を鮮明なものに補正することにより、文字等の構成、態様を明らかにすることは、新たな構成部分を追加することとなり要旨変更に該当するため、認められない。

なお、立体的形状に付された文字等の部分が不鮮明な場合には、文字等は判読不可能なものとして、識別力の有無、及び類否判断の際の審査対象とはしない。

4. 商標記載欄に記載された立体商標が、街並みや風景からなる場合、若しくはその構成中に建築物、構築物等とともに、例えば植え込みや人物、歩道等が描かれている場合の取扱いについて。

① 商標記載欄に記載された立体商標が街並みや風景からなるもの、又は構成中に建築物等とともに人物や歩道等の表示を含む場合であって、その全体を総合的に観察した場合、絵画的な表示若しくは風景写真と認識される構成からなるものについては、立体的形状としての構成、輪郭、使用態様が特定し得ないことから立体商標とは認めないものとし、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

② ただし、上記の場合そのような表示は明らかに平面的な商標を表示してなるものと認識されることから、原則として立体商標である旨の主張を削除し、平面商標への変更を認める（国際商標登録出願については、立体商標である旨を削除し、平面商標へ変更することは認められない）。

なお、その場合、立体商標が複数の写真又は図によって記載されているときは、これをいずれか1の写真又は図による記載に補正することは要旨変更となるので認められない。

〔具体例〕（商標法第3条第1項柱書きに反するものとする例）



5. 立体商標の形状を記載した写真又は図の構成から判断して、その商品等の形状に相当の厚みが認められない場合の取扱いについて

商標記載欄に記載された立体商標を表す写真又は図からは、その商品等に相当の厚みが認められないとしても、その形状が指定商品又は指定役務に係る商

品等の形状を構成してなるものである以上、三次元的要素を有する立体的形状からなるものと認める。

6. 立体商標の形状を示す写真の端が切れていることから、その全体の輪郭が明確に表示されておらず、その立体的形状の全体が特定し得ない場合の取扱いについて。

商標記載欄に記載された立体商標を表す写真の一端が切れている場合などにおいて、その全体が把握し得るような写真又は図に補正することは、原則的には立体的形状の追加又は変更であり、要旨の変更となることから認められない。

例えば、その立体商標が部屋の内部を表示した場合のように、その立体的形状の内側を一方向から描いた構成からなるときは、その立体的形状の輪郭が明確に示されないことから、立体商標としての構成、態様を具体的に特定し得ないものであり、またそのような構成からなる立体商標が、商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられるものとは認められないことから、商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする。

〔具体例〕（商標法第3条第1項柱書の要件を満たさないものとする例）



（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○「第3条第1項柱書」の審査基準

○「第16条の2及び第17条の2（補正の却下）」の審査基準

41. 100. 03

商標の使用又は商標の使用の意思

を確認するための審査に関する運用について

願書に記載された指定商品又は指定役務について、商標の使用及び商標の使用の意思があることに「合理的な疑義がある場合」は、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する（商標審査基準第1二、2.（3）参照）。

ただし、個別の商標をいかなる商品又は役務に使用するかを願書の記載を通じて判断することは、現実的には困難といわざるを得ない。このため具体的な商標の使用又は使用意思の確認については、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る自己の業務の確認を通じて行うこととする（商標審査基準第1二、3.（2）参照）。

1. 第3条第1項柱書の適用について

願書に記載された指定商品又は指定役務が次の（1）又は（2）に該当するときは、原則として、商標の使用意思及び使用の意思があるかについて合理的疑義があるものとして、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しない旨の拒絶理由の通知を行い、出願人の業務を通じて、商標の使用又は使用意思を確認する。

ただし、出願当初から商標の使用又は使用意思に関して証明書類等が提出された場合を除く。

なお、証明書類等の提出に関しては、商標登録願と同時に提出する場合は、証明書類等は紙による場合が多いため、基本的には、手続補足書による手続となる。

（例）（手続補足書の様式抜粋）

【提出物件の目録】

【物件名】	商標の使用又は使用意思に関する証明書類等	1
-------	----------------------	---

（1）小売等役務について

商標審査基準第1二、2.（3）

（ア）第2条第2項に規定する役務（以下「小売等役務」という。）について

- ①「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(以下、「総合小売等役務」という。)に該当する役務を個人(自然人をいう。)が指定してきた場合。
- ②総合小売等役務に該当する役務を法人が指定してきた場合であって、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであるか否かについて職権で調査を行っても、出願人が総合小売等役務を行っていると認められない場合。
- ③類似の関係にない複数の小売等役務を指定してきた場合。

(説明)

小売等役務制度の導入に関する法改正に関して、産業構造審議会知的財産政策部会の報告書「商標制度の在り方について」において、「商標法では出願に係る商品又は役務の区分ごとに出願手数料、商標権の登録料を納付することとなっており、国際的な商品・役務の区分を定めるニース協定において、小売業等の役務は第35類に分類されている。このため、同協定に従うと、一区分(第35類)の料金で複数の小売業等に係る役務を記載することが可能であり、出願人が使用の意思のない役務を多数指定した場合には、これらの指定役務と混同を生じるおそれのある商品について網羅的に他人の登録を排除することも可能となることが懸念される。」として不使用商標についての懸念を指摘した上で、「小売業等に係る役務商標出願については、商標法第3条第1項柱書きの規定の運用を強化し、その使用の意思又は使用実態の確認を行うことが適切であると考えられる。」とされている。

このため、商標審査基準においては、上記のとおり小売等役務の商標登録出願についての第3条第1項柱書の適用を定めているところである。

そのうち、①及び②は、総合小売等役務に関するものである。総合小売等役務は、百貨店、総合スーパー、総合商社等の事業所が提供する役務であるところ、このような小売等役務について個人(自然人)が商標の使用の前提となる業務を行っていると通常考え難い。しかも、たとえ法人の場合でも、総合小売等役務は、取扱商品が衣食住の広範囲に及ぶなど総合小売等役務以外の小売等役務(以下、「特定小売等役務」という。)と異なる特徴があるため、誰もが登録を欲してその役務を指定した出願を行うとの懸念がある。このため、総合小売等役務を指定した商標登録出願については、①又は②に該当する場合、商標の使用又は使用意思に合理的疑義があるものとして、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。

また、③は、主に特定小売等役務に関するものである。「類似商品・役務審査基準」は、各事業者を業態に応じて分類している日本標準産業分類に応じて類似の小売等役務の範囲を定めているところであり、複数の類似群にわたる異なる小売等役務を同一事業者が行うことが一般的とは考え難いと考

えられる。このため、同一の事業者によって、類似する小売等役務の分野を超えて複数の類似群に属する小売等役務を指定してきた場合は、商標の使用又は商標の使用意思に合理的疑義があるものとし、その指定役務に係る業務の確認を行うこととしたものである。指定された小売等役務が複数の類似群に属するか否かの判断は、原則として、「類似商品・役務審査基準」において例示されている小売等役務に係る類似群コード（35K01～35K99）に基づくものとする。

（２）商品・役務の全般について

1 区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるため、指定商品又は指定役務について商標の使用又は使用の意思があることに疑義がある場合。

（上記取扱いに当たっての目安）

1. 原則として、1 区分内において、8 以上の類似群コード（以下「類似群」という。）にわたる商品又は役務を指定している場合には、商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいるものとして、商標の使用又は使用の意思の確認を行う。

2. ただし、一の商品又は役務で多数の類似群が付与されている商品又は役務であって、他に適当な表示が認められない場合には、その商品又は役務の類似群が2以上であっても、1の類似群として取り扱う。（例：第9類「電子出版物」（26A01，26D01）等）

また、「類似商品・役務審査基準」において例示された、いわゆる包括概念表示（例：第25類「被服」（17A01，17A02，17A03，17A04，17A07）等）の商品又は役務は、個々の類似群単位に分割して表示することが困難となる場合が多いため、包括概念表示の商品又は役務が2以上の類似群が付与されている商品又は役務であっても、1の類似群として取り扱う。

以上の取扱いによって、1 区分内の類似群の数が合計して7以下となるときは、商標の使用又は使用の意思の確認を要しない。

3. なお、小売等役務については、取扱商品の類似群は考慮しない。例えば、「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供 35K04（12A05）」の場合、類似群の数は2であるが、12A05は取扱商品の類似群であるため、1の類似群として取り扱う。

（説明）

商品又は小売等役務以外の役務については、小売等役務のように一区分（第

35類)の料金で横断的にあらゆる商品に関する小売等役務を指定し得るわけではなく、多くの商品又は役務を指定すれば、区分に応じて料金的な負担も増大することから、多数の商品又は役務を横断的に指定するとの懸念は小売等役務の場合とは異なる。また、商品又は小売等役務以外の役務については、必ずしも各事業者の業態に応じて類似群を定めているとはいえない点でも、小売等役務とは異なる。

しかし、商品又は小売等役務以外の役務についても、区分数が同じで料金が同額となる場合は、料金負担の増大がないために、1区分で指定可能な商品又は役務を広範な範囲にわたり指定するおそれがあり、この点では、小売等役務の場合と同様に不使用商標の原因となり得る。

先の産業構造審議会知的財産政策部会の報告書において、「商品や小売業以外の役務を指定する商標登録出願についても、取引の実情や出願実態等を踏まえ、商標法第3条第1項柱書きの運用の在り方について検討を行うことが適切であると考えられる。」とされている。

このため、商標審査基準においては、1区分内での商品又は役務の指定が広範な範囲に及んでいる場合に商標の使用又は使用意思を確認することとしたが、審査の統一性を確保する観点から、その一応の目安として、1区分内において8以上の類似群にわたる商品又は役務を指定する場合としたものである。

なお、この目安については、小売等役務における取扱い商品の類似群の数とのバランス等を考慮したものである。

(3) 類似群の数え方

10. 4版現在

(ア) 商品・役務の全般について

① 一区分内に、一の類似群コード(以下、「類似群」という。)を有する指定商品(指定役務)が8以上ある場合

この例では、一区分内において、8以上の類似群を有しているので、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	31D01	30	アイスクリームのもと
2	32D04	30	コーヒー豆
3	32F03	30	穀物の加工品
4	32F04	30	アーモンドペースト
5	32F06	30	ぎょうざ
6	32F08	30	イーストパウダー
7	32F09	30	即席菓子のもと
8	32F14	30	酒かす
計8			

② 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あるが、重複する類似群がある場合

同じ類似群(この場合42V01)は重複カウントしない。この例では合計7となり、第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	42C01	44	美容
2	42D01	44	入浴施設の提供
3	42L01	44	庭園又は花壇の手入れ
4	<u>42V01</u>	44	あん摩
—	<u>42V01</u>	44	はり
5	42V02	44	医業
6	42V03	44	栄養の指導
7	42W02	44	介護
計7			

③ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あり、「その他の類似群コード」(09G99 等)を有するものがある場合

「その他の類似群コード」も他の類似群と同様にカウントする。この例では合計8となり、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。なお、「その他の類似群コード」が複数ある場合は④及び⑤参照。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	09G99	07	フレキシブルホース用機械式リール
2	11D01	07	電気ブラシ
3	11A01	07	直流発電機
4	09E24	07	修繕用機械器具
5	09E26	07	機械式駐車装置
6	09E27	07	乗物用洗浄機
7	09E30	07	消毒・殺虫又は防臭用散布機(農業用のものを除く。)
8	09G54	07	芝刈機
計8			

(注)「その他の類似群コード」とは、実務上、暫定的に設けたその他の類似群コードであり、同一の「その他の類似群コード」が付されたものの相互の関係は必ずしも類似と推定されるものではなく、各商品又は役務の類似関係は、個別・具体的な判断を要するものである。

- ④ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あり、その中に同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あるが、それらが相互に類似しないものである場合

同じ「その他の類似群コード」を有する商品(役務)が複数ある場合、それらが相互に類似しないものであるときは重複カウントする。この例では「鍵の加工」と「ガラスの加工」は相互に類似しない役務であるため、合計8となり、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	40C01	40	金属の加工
2	40C02	40	ゴムの加工
3	40C03	40	セラミックの加工
4	40C04	40	木材の加工
5	40C05	40	紙の加工
6	40C06	40	石材の加工
7	<u>40H99</u>	40	鍵の加工
8	<u>40H99</u>	40	ガラスの加工
計8			

- ⑤ 一区分内に、一の類似群を有する指定商品(指定役務)が8以上あり、その中に同じ「その他の類似群コード」(40H99 等)を有するものが複数あり、それらが相互に類似するものである場合

同じ「その他の類似群コード」を有する商品(役務)が複数ある場合、それらが相互に類似するものであるときは重複カウントしない。この例では「鍵の切削加工」と「鍵の複製加工」は相互に類似する役務であるため、合計7となり、第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	40C01	40	金属の加工
2	40C02	40	ゴムの加工
3	40C03	40	セラミックの加工
4	40C04	40	木材の加工
5	40C05	40	紙の加工
6	40C06	40	石材の加工
7	<u>40H99</u>	40	鍵の切削加工
—	<u>40H99</u>	40	鍵の複製加工
計7			

- ⑥ 一区分内に、一の類似群を有するものと複数の類似群を有する指定商品(指定役務)が混在しており、それらが「その他の類似群コード」(19B99 等)を有している場合

この例では、「プラスチック製家庭用石油貯蔵器」と「衣服保管用カバー」は相互に類似しない商品であるため、合計8となり、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	17C01	20	クッション
2	19B03	20	ししゅう用枠
3	19B23	20	うちわ
4	19B33	20	愛玩動物用ベッド
5	19B42	20	買物かご
6	<u>19B99</u>	20	プラスチック製家庭用石油貯蔵器
7	<u>19B51</u>	20	ハンガーボード・衣服保管用カバー
8	<u>19B99</u>		
計8			

- ⑦ 第35類において、一の類似群を有する指定役務が8以上あり、そのうちの 하나가小売等役務である場合

小売等役務の類似群が一つ含まれている場合も他の類似群と同様にカウントする。ただし、小売等役務の取扱商品の類似群(この場合21C01)はカウントしない。この例では合計8となるため、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 (21C01)	35	かばん類及び袋物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35A01	35	広告
3	35A02	35	トレーディングスタンプの発行
4	35B01	35	経営の診断又は経営に関する助言
5	35C01	35	財務書類の作成
6	35D01	35	職業のあっせん
7	35E01	35	競売の運営
8	35F01	35	輸出入に関する事務の代行又は代理
計8			

⑧ 一の指定商品(指定役務)の表示で類似群を8以上有し、これに代わる他の適当な表示がある場合

(例1)

この例は、「アイスクリーム用凝固剤, 茶, …」のように表示することが可能であり、8の商品を包含した表示であるため、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	01A01	30	アイスクリーム用凝固剤・茶・コーヒー・氷・菓子・コーヒー豆・ぎょうざ・イーストパウダー
2	29A01		
3	29B01		
4	29D01		
5	30A01		
6	32D04		
7	32F06		
8	32F08		
計8			

(例2)

この例は、貸与物品ごとに「映写フィルムの貸与, 楽器の貸与, …」のように表示することが可能であり、8の役務を包含した表示であるため、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	41M01	41	映写フィルム・楽器・運動用具・テレビジョン受信機・図書・レコード・ネガフィルム・おもちゃの貸与
2	41M02		
3	41M03		
4	41M04		
5	41M05		
6	41M06		
7	41M07		
8	41M08		
計8			

- ⑨ 一区分内に、一の類似群を有するものと複数の類似群を有する指定商品（指定役務）が混在して8以上になる場合

「電子出版物」のように複数の類似群を有し、他に適当な表示が認められない商品（役務）については、1とカウントする。この例では、「電子出版物」を1とカウントしても、合計8となるため、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品（指定役務）
1	11A03	09	電池
2	11B01	09	電気通信機械器具
3	11C01	09	電子応用機械器具
4	11D01	09	電極
5	23B01	09	眼鏡
6	24A01	09	家庭用テレビゲーム機用プログラム
7	24E02	09	レコード
8	26A01 26D01	09	電子出版物
計8			

- ⑩ 一の指定商品（指定役務）の表示で類似群を8以上有し、他に適当な表示が認められない場合

「陶磁器」のように8以上の類似群を有しても、他に適当な表示が認められない商品（役務）は、1とカウントするため、第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品（指定役務）
1	18C10 19A01 19A03 19A04 19A05 19A06 19B32 19B39 19B44 19B56 20C02 20F01 21F01	21	陶磁器
計1			

- ⑪ 一区分内に、一の表示で類似群を8以上有して他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有する類似群以外の類似群を有する商品(役務)が指定されている場合

8以上の類似群を有し、他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有する類似群以外の類似群を有する商品(役務)が別途指定されて合計が8となる場合は、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	18C10 19A01 19A03 19A04 19A05 19A06 19B32 19B39 19B44 19B56 20C02 20F01 21F01	21	陶磁器
2	01C01	21	デンタルフロス
3	07E01	21	ガラス基礎製品(建築用のものを除く。)
4	09A42	21	かいばおけ
5	09A48	21	家禽用リング
6	11A07	21	電気式歯ブラシ
7	13B04	21	おけ用ブラシ
8	17A08	21	家事用手袋
計8			

- ⑫ 一区分内に、一の表示で類似群を8以上有して他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有するものと同じ類似群を有する商品(役務)が指定されている場合

8以上の類似群を有し、他に適当な表示が認められない商品(役務)と、その商品(役務)が有する類似群と同じ類似群を有する下記のような商品(役務)が指定されている場合は、第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	<u>18C10</u> 19A01 <u>19A03</u> 19A04 <u>19A05</u> 19A06 19B32 19B39 <u>19B44</u> 19B56 <u>20C02</u> <u>20F01</u> <u>21F01</u>	21	陶磁器
—	<u>18C10</u>	21	陶磁器製包装用容器
—	<u>19A03</u>	21	陶磁器製の食器類
—	<u>19A05</u>	21	陶磁器製ようじ入れ
—	<u>19B44</u>	21	陶磁器製の貯金箱
—	<u>20C02</u>	21	陶磁器製の花瓶
—	<u>20F01</u>	21	陶磁器製の香炉
—	<u>21F01</u>	21	陶磁器製化粧用箱
計1			

(イ)小売等役務について

⑬ 総合小売等役務の指定がある場合

総合小売等役務を個人(自然人)が指定してきた場合、もしくは、法人が指定してきた場合であって、職権で調査を行っても出願人が総合小売等役務を行っているとは認められないときは、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K01	35	衣料品・飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (総合小売1)			

⑭ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数ある場合

この例では、類似の関係にない複数の小売等役務が指定されているので、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。(小売等役務の取扱商品の類似群はカウントしない。)

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K04 (12A05)	35	自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K05 (12A06)	35	二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑮ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数あり、重複する類似群がある場合

同じ類似群(下記の例の場合35K03)は重複カウントしない(例外あり。18. 参照)。この場合は合計1となるため、第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K03 (30A01)	35	菓子及びパンの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35K03 (29C01)	35	清涼飲料及び果実飲料の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

⑯ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する指定役務が複数あり、その一つが「その他の小売等役務」(35K99)である場合

複数の小売等役務のうち一方が「その他の小売等役務」(35K99)であっても類似の関係にない複数の小売等役務が指定されている場合は、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K04 (12A05)	35	自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K99 (12A01)	35	ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑰ 相互に類似しない「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する役務が複数ある場合

相互に類似しない小売等役務であれば重複カウントする。この例では、「ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「グライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似しないものであるため、合計2となり、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (12A01)	35	ヨットの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K99 (12A02)	35	グライダーの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

⑱ 相互に類似する「その他の小売等役務」の類似群(35K99)を有する役務が複数ある場合

「その他の小売等役務」の類似群(35K99)が複数ある場合も、相互に類似するものであれば重複カウントしない。この例では、「治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」と「手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」は相互に類似するものであるため、合計1となり、第3条第1項柱書の要件を満たすと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K99 (10D01)	35	治療用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35K99 (10D01)	35	手術用機械器具の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

⑭ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する複数の役務と、第35類のその他の役務が指定されている場合

(例1)

第35類において類似群が7以下であっても、その中に類似の関係にない小売等役務が複数ある場合には第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する(ただし、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断されるのは小売等役務についてのみ。)

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
—	35A01	35	広告
—	35B01	35	市場調査
—	35C01	35	財務書類の作成
—	35D01	35	職業のあっせん
—	35E01	35	競売の運営
計7 (小売2)			

4 1 . 1 0 0 . 0 3

(例2)

類似の関係にない小売等役務が複数あり、第35類において8以上の類似群を有する場合には第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K13 (26A01)	35	印刷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
2	35K15 (24E01)	35	楽器及びレコードの小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
3	35A01	35	広告
4	35B01	35	市場調査
5	35C01	35	財務書類の作成
6	35D01	35	職業のあっせん
7	35E01	35	競売の運営
8	35F01	35	輸出入に関する事務の代理又は代行
計8 (小売2)			

㊴ 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を有する複数の役務が、一の役務として表示されているが、他に適当な表示が認められる場合

この表示は、相互に類似しない「自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供(12A05 35K04)」及び「二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供(12A06 35K05)」の小売等役務を含むものであるため、第35類において複数の小売等役務を指定するものとして、第3条第1項柱書の要件を満たさないと判断する。

カウント	類似群	区分	指定商品(指定役務)
2	35K04 (12A05) 35K05 (12A06)	35	自動車・二輪自動車の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供
計2 (小売2)			

② 小売等役務の類似群(35K01～35K99)を複数有する役務が、一の役務として表示されており、他に適当な表示が認められない場合

	類似群	区分	指定商品(指定役務)
1	35K02 35K20 21A02 21B01 21D01	35	宝飾品の小売又は卸売の業務において行なわれ顧客に対する便益の提供
計1 (小売1)			

2. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類について

(1) 商標の使用又は使用の意思の確認について

上記 1. による拒絶理由の通知をした場合、商標の使用又は使用の意思に関する証明書類等は、意見書で提出することが求められる。

商標の使用の事実等の確認において、「自己の業務に係る商品又は役務について使用」をするものであることを明らかにするために、出願人は、少なくとも、類似群ごとに（小売等役務については、当該役務に係る類似群ごと）、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人が行っているか又は行う予定があることを明らかにする必要がある。

なお、商標の使用に関する証明書類等とともに意見書の提出があったものの、依然として出願人の商標の使用又は使用意思に疑義がある指定商品又は指定役務が残っている場合には、出願人に対して疑義が残る指定商品又は指定役務を通知し、証明書類の追加提出を求めることとする。

(2) 商標の使用を確認するための書類について

具体的には、次の書類によって証明される。

(商標審査基準 第 1 二、3.)

(3) 業務を行っていることの確認について

(ア) 総合小売等役務に属する小売等役務を行っているか否かは、次の事実を考慮して総合的に判断する。

- ① 小売業又は卸売業を行っていること。
- ② その小売等役務の取扱商品の品目が、衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇にわたる商品を一括して 1 事業所で扱っていること。
- ③ 衣料品、飲食料品及び生活用品の各範疇のいずれもが総売上高の 10%～70% 程度の範囲内であること。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行っていることは、例えば、次の方法により確認する。

- ① 出願人等の取扱商品が記載されたカタログ、ちらし等の印刷物
- ② 出願人等が運営する店舗及び取扱商品が分かる店内の写真
- ③ 出願人等の取扱商品が分かる取引書類（注文伝票、納品書、請求書、領収書等）
- ④ 出願人等の業務内容、取扱商品が紹介されている新聞、雑誌、インターネット等の記事
- ⑤ （総合小売等役務の場合）小売等役務に係る商品の売上高が判る資料

上記商標審査基準基準抜粋中の(ア)及び(イ)は、商標の使用の前提となる指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明する証拠方法を示したものであり、いずれも例示である。

総合小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により、(ア)①～③の事実を明らかにすることで総合的に証明される。

総合小売等役務以外の小売等役務に係る業務を行っていることは、例えば、上記(イ)①から⑤の証拠方法により総合的に証明される。

なお、(ア)③総合小売等役務における「いずれもが総売上高の10%～70%程度の範囲内であること」を証する資料については、第3条第1項柱書の審査が商標の使用の蓋然性を確認するものであることを踏まえ、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品を多数取り扱っており、出願人が百貨店や総合スーパー等の事業者であることが明らかな場合は、当該資料がなくても弾力的に認定し得るものとする。ただし、他の資料によって、衣料品、飲食料品及び生活用品の各種商品の取り扱いに大きな差があるような場合においては、その比率が重要となる点に留意することとする。

(注) 「10%～70%程度の範囲内」については、経済産業省の商業統計調査における業態分類の百貨店、総合スーパーの定義に基づいたものである。同統計においては、「百貨店、総合スーパー」の条件として「衣、食、住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所」であることをあげている。

(3) 商標の使用意思を確認するための書類について (商標審査基準 第1 二、3.)

(4) 業務を行う予定があることの確認について

(ア) 出願人等が出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期まで）に商標の使用を開始する意思がある場合に、指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があると判断する。

(イ) 指定商品又は指定役務に係る業務を出願人等が行う予定があることの確認のためには、商標の使用の意思を明記した文書及び予定している業務の準備状況を示す書類の提出を求める。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該予定している業務の準備状況に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求める。

商標の使用意思を明記した文書は、例えば（別紙1）、また、準備状況を示す書類は、例えば（別紙2）のとおりとする。

なお、商標の使用意思が明確でない場合や当該事業予定に疑義がある場合には、必要に応じその事業の実施や計画を裏付ける書類の提出を求めるが、これらは第72条第1項の規定により閲覧等が可能であることを踏まえ、準備状況が裏付けられる範囲で、その他不要な部分をマスキング等することを認める。

(4) 同一出願人による「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の提出の省略について

①証明書類等の提出の省略及びその可否について

同一出願人が先にした他の出願において、「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」を提出している場合（概ね4年以内のものとする。）、その出願番号と書類名等を意見書に記載することにより、指定商品又は指定役務に係る業務を行っていることを証明するための書類又は商標の使用の準備状況を示す書類（事業予定）の提出を省略することができる。ただし、商標の使用意思を明記した文書については、先の出願とは商標が異なるので、提出を省略することはできない。

なお、同一の指定商品又は指定役務だけでなく、同一類似群内の他の指定商品又は指定役務について業務が証明されていたときも、その提出を省略できる。

この場合、審査官は、当該先の出願において提出された書類によって商標の使用又は使用の意思の確認を行う。ただし、当該資料によっては、出願後3～4年以内（登録後3年に相当する時期）までに商標の使用を行うことが認められない場合は、あらためて確認を行う。

また、後に出願する商標登録願において、出願当初からその旨を記載してきたときも同様とする。なお、その旨の願書への記載は、例えば、以下のとおりとする。

(例) (商標登録願の記載例)

以下のとおり、願書中に「【その他】」欄を設けて、「商標の使用又は使用意思に関する証明書類等」の文字及びそれが提出された「出願番号」と「書類名及びその提出日」を記載する。

【その他】 商標の使用又は使用意思に関する証明書類等 商願2015－〇〇〇〇〇〇〇 意見書（2015年〇〇月〇〇日提出）
--

②指定商品又は指定役務の一部についての証明書類等の提出の省略について

1 区分内において8以上の類似群にわたる商品又は役務が指定されてい

る場合であって、一部の指定商品又は指定役務についての業務が同一出願人が先にした他の出願において証明されているときは、当該指定商品又は指定役務についての証明書類の提出を省略することができるが、業務の証明がなされていない他の指定商品又は指定役務については、それらの商品又は役務の類似群の合計が7以下であっても、類似群ごとに業務の証明を要する。

類似の関係にない複数の小売等役務を指定した場合も同様に取り扱うものとし、業務の証明がなされていない小売等役務については、類似群ごとに業務の証明を要する。

- (5) 出願人以外の者の業務が「自己の業務」として認められるか否かの判断について

審査便覧41.100.05「出願人の支配下にあると実質的に認められる者等の業務に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の取扱い」参照。

3. 商標の使用又は使用の意思の確認をするための書類の提出に代わる手続き

商標の使用又は使用意思に関する証明書類等の提出に代えて、商標の使用に疑義があるとされた指定商品又は指定役務の一部を削除する補正により、「合理的疑義がある場合」に該当しないこととなったときは、第3条第1項柱書の要件を満たすものとして取り扱う。(以下の例を参照。)

<例1>

1 区分内において、8以上の類似群にわたる商品又は役務を指定しているため、第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、商品又は役務の一部を削除する手続補正書の提出により、指定商品又は指定役務に係る類似群の合計が7以下となったとき

<例2>

第35類において、複数の特定小売等役務を指定しているため、第3条第1項柱書の要件を満たさない旨の拒絶理由の通知を受けたときに、役務の一部を削除する手続補正書の提出により、特定小売等役務を1つにしたとき

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○「第3条第1項柱書」の審査基準

(別紙 1)

商標の使用を開始する意思

現在当社は、本願指定商品（指定役務）に係る業務を行っていないが、指定商品「〇〇」の生産、譲渡（販売を含む）の事業予定（指定役務の場合はその提供の事業予定）があり、平成〇〇年〇〇月ころから商標の使用の開始をする予定である。

以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者

(印)

(別紙 2)

事 業 予 定

[予 定]

平成 年 月 工場（店舗）の建設（着工・借用）等の予定

平成 年 月 生産（販売）開始予定

平成 年 月 日

(出願人)

住所

名称

事業担当責任者

41. 100. 04

「自己の業務に係る商品又は役務について使用をする」 ことができない蓋然性が高い商標登録出願について

商標審査基準 第1 二

(2) 指定役務が、例えば、次のような場合には、次に該当するときは、商標を使用できない蓋然性が高いものとして、本項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行いうるか確認する。

(例)

指定役務に係る業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている場合であって、願書に記載された出願人の名称等から、出願人が、指定役務に係る業務を行い得る法人であること、又は、個人として当該国家資格等を有していることのいずれの確認もできない場合。

例えば、以下の例のような役務については、業務を行うために法令に定める国家資格等を有することが義務づけられている。

したがって、これらの役務を指定する出願がされた場合には、国家資格を有する者の名簿や出願人の名称等から、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当するか否かを確認する(出願人が個人である場合は(ア)の事項を、法人である場合は(イ)の事項を確認する)。

出願人による提出書類の記載及び職権調査の結果をふまえても、出願人が(1)又は(2)のいずれかに該当すると確認できない場合は、出願人が当該役務について商標を使用できない蓋然性が高いものとして、第3条第1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないと判断する旨の拒絶理由の通知を行い、出願人が指定役務を行いうるか確認する。

その後、出願人からの応答により、出願人が以下(1)又は(2)のいずれかに該当することが確認できた場合には、当該拒絶理由は解消するものとする。

- (1) 個人として当該国家資格等を有していること
- (2) 指定役務に係る業務を行い得る法人であること

〈例〉

①役務「訴訟事件その他の法律事務」については弁護士又は弁護士法人(弁護士法第72条)

(ア) 弁護士であることの確認

日本弁護士連合会HP：弁護士検索

(<http://www.bengoshikai.jp/>)

(イ) 弁護士法人であることの確認

名称に「弁護士法人」の文字を使用していると認められること。

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

②役務「登記又は供託に関する手続の代理」については司法書士又は司法書士法人（司法書士法第73条）

(ア) 司法書士であることの確認

日本司法書士会連合会HP：司法書士検索
(<http://www.shiho-shoshi.or.jp/doui.html>)

(イ) 司法書士法人であることの確認

名称に「司法書士法人」の文字を使用していると認められること。

司法書士法第73条

司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第三条第一項第一号から第五号までに規定する業務を行つてはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

③役務「工業所有権に関する手続の代理」については弁理士又は特許業務法人（弁理士法第75条）

(ア) 弁理士であることの確認

日本弁理士会HP：弁理士ナビ
(<http://www.jpaa.or.jp/?cat=775>)

(イ) 特許業務法人であることの確認

名称に「特許業務法人」の文字を使用していると認められること。

弁理士法第75条

弁理士又は特許業務法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、特許、実用新案、意匠若しくは商標若しくは国際出願、意匠に係る国際登録出願若しくは商標に係る国際登録出願に関する特許庁における手続若しくは特許、実用新案、意匠若しくは商標に関する異議申立て若しくは裁定に関する経済産業大臣に対する手続についての代理（特許料の納付手続についての代理、特許原簿への登録の申請手続についての代理その他の政令で定めるものを除く。）又はこれらの手続に係る事項に関する鑑定若しくは政令で定める書類若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成を業とすることができない。

④役務「財務書類の監査又は証明」については公認会計士又は監査法人（公認会計士法第47条の2）

(ア) 公認会計士であることの確認

日本公認会計士協会HP：公認会計士等検索

(https://www.jicpa.or.jp/cpa_search/)

(イ) 監査法人であることの確認

名称に「監査法人」の文字を使用していると認められること。

公認会計士法第 47 条の 2

公認会計士又は監査法人でない者は、法律に定のある場合を除くほか、他人の求めに応じ報酬を得て第二条第一項に規定する業務を営んではならない。

⑤ 役務「税務相談」及び「税務代理」については税理士又は税理士法人（税理士法第 5 2 条）

(ア) 税理士であることの確認

日本税理士連合会HP：税理士情報検索サイト

(<https://www.zeirishikensaku.jp/>)

(イ) 税理士法人であることの確認

名称に「税理士法人」の文字を使用していると認められること。

税理士法第 52 条

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

⑥ 役務「医業」については医師又は医療法人（医師法第 1 7 条等）

(ア) 医師であることの確認

厚生労働省HP：医師等資格確認検索

(<https://licenseif.mhlw.go.jp/search/jsp/top.jsp>)

(イ) 医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること（「医療法人」であっても、その名称中に「医療法人」の名称を含まない場合もあることに留意する）等により確認。

医師法第 17 条

医師でなければ、医業をなしてはならない。

⑦ 役務「歯科医業」について歯科医師又は医療法人（歯科医師法第 1 7 条等）

(ア) 歯科医師であることの確認

厚生労働省HP：医師等資格確認検索

(<https://licenseif.mhlw.go.jp/search/jsp/top.jsp>)

(イ) 医療法人であることの確認

名称に「医療法人」の文字を使用していると認められること（「医療法人」であっても、その名称中に「医療法人」の名称を含まない場合もあることに留意する）等により確認。

歯科医師法第 17 条

歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

⑧ 役務「調剤」については薬剤師、医師、歯科医師又は薬局の開設の許可を受けた法人（薬剤師法第19条等）

(ア) 薬剤師であることの確認

厚生労働省HP：薬剤師資格確認検索

(<http://yakusaishi.mhlw.go.jp/search/>)

医師又は薬剤師であることの確認については、⑥(ア)又は⑦(ア)を確認。

(イ) 薬局の開設の許可（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項）を受けていることの確認

薬剤師法第19条

薬剤師でない者は、販売又は授与の目的で調剤してはならない。ただし、医師若しくは歯科医師が次に掲げる場合において自己の処方せんにより自ら調剤するとき、又は獣医師が自己の処方せんにより自ら調剤するときは、この限りでない。（略）

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○「第3条第1項柱書」の審査基準

41. 100. 05

**出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務
に係る商品又は役務を指定商品又は指定役務
とする商標登録出願の取扱い**

商標審査基準 第一 二、第3条第1項柱書

1. 「自己の業務」について 「自己の業務」には、出願人本人の業務に加え、出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務を含む。 (例) ① 出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社の業務 ② ①の要件を満たさないが資本提携の関係があり、かつ、その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合の当該会社の業務 ③ 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)の業務

出願人以外の者の業務が、上記審査基準の「自己の業務」として認められるか否かは、次の基準により判断する。

(1) 出願人との関係が、出願人がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社である場合には、その会社は出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

この場合には、出願人は、すでに公になっている株主構成がわかるもの（例えば、会社四季報の写し）等を提出する。

(2) 出願人との関係が、(1)の要件を満たさないが(ア)資本提携の関係があり、かつ、(イ)その会社の事業活動が事実上出願人の支配下にある場合には、その会社は出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

上記(ア)については、出願人がその会社の発行済株式の10%以上50%以下を保有していることを確認する。

上記(イ)については、例えば、出願人がその会社に役員を派遣し又はその会社の経営を恒常的に指導していること等を証明する書類を提出する（会社案内、カタログ、定款、パンフレット又は（別紙）「自己の業務に関する事情説明書」等）。

(3) 出願人がフランチャイズ契約におけるフランチャイザーである場合の加盟店(フランチャイジー)は、出願人の支配下にあると実質的に認められる者に該当する。

フランチャイズ契約に基づき加盟店であるフランチャイジーが行う業務をフランチャイザーが指定役務として出願した場合には、当該加盟店の業務について使用する商標を出願人の「自己の業務」について使用をする商標とみることができる。

この場合には、出願人は、証拠としてフランチャイズにあることを証明できる書類（例えば、フランチャイズ加盟証）等の写しを提出する。

（４）その他の事情により出願人の支配下にあると実質的に認められる者の業務と認められる場合も含まれるが、提出された書類の記載から個別具体的に判断し、（１）～（３）と同等の支配関係が認められる場合に限られる。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。
○「第３条第１項柱書」の審査基準

(別紙) 自己の業務に関する事情説明書のひな形

自己の業務に関する事情説明書

1. 商標の使用に関する証明書類等における商標の使用者は乙社であるが、出願人甲社と乙社は、

- ①甲社は、乙社に対する発行済株式保有率〇〇%の資本提携がある。
- ②甲社は、人事・資金・技術・取引等の関係を通じて、乙社の財務・営業の方針に対して重要な影響を与えている。

.....

の事情にあり、乙社の事業活動が事実上甲社の影響下にあつて、実質的には親子会社と同等の関係にある。

2. したがって、出願人甲社は、商標登録出願に係る商標を自己の業務に係る商品又は役務に使用する商標として出願するものである。

3. 以上のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

(甲社) 住所
名称

本件に関する責任者名

(印)

(乙社) 住所
名称

本件に関する責任者名

(印)

4. 添付資料 資本提携等の存在を示す書類 1

4 1 . 1 0 3 . 0 4

立体商標の識別力に関する審査の具体的な取扱いについて

1. 商品（商品の包装を含む。）又は役務の提供の用に供する物（以下、「商品等」という。）の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない立体商標について

商標が、「商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない」形状のみからなる立体商標は、識別力を有しないものとする。「商品等の形状そのものの範囲を出ないと認識されるにすぎない」か否かに関する審査は、以下の方針に基づき実施する。

〔基本的な考え方〕

- （1）立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。
- （2）立体的形状が、通常の形状より変更され又は装飾が施される等により特徴を有していたとしても、需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のものであれば、その立体的形状は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。
- （3）商品等の形状そのものの範囲を出ない立体的形状に、識別力を有する文字や図形等の標章が付されている場合（浮彫又は透彫により文字や図形等が付されている場合を含む。）は、商標全体としても識別力があるものと判断する。ただし、文字や図形等の標章が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられているものと認識することができない場合には、第3条第1項第3号又は第6号に該当するものと判断する。

〔基本的な考え方の解説〕

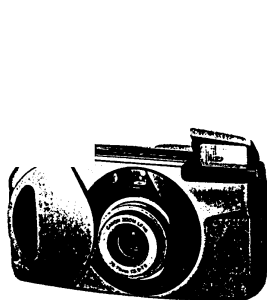
(1) 立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

〔解 説〕

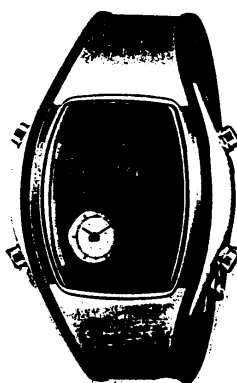
商品等の形状は、多くの場合、機能をより効果的に発揮させたり、美感をより優れたものとしたりするなどの目的で採用されるものであり、自他商品・役務を識別することを目的とすることは少ない（ミニ・マグライト事件（知財高裁平成19年6月27日（平18年（行ケ）10555号））参照）。

そこで、商標の立体的形状が、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合は、原則として、商品等の形状そのものの範囲を出ないものとして第3条第1項第3号に該当するとしたものである。

〔具体例〕（以下は、何れも識別力を有するものとは認められない例である。）



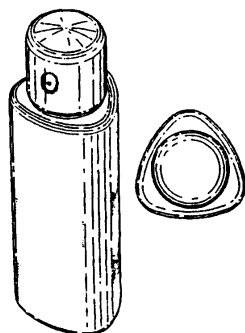
第9類
カメラ



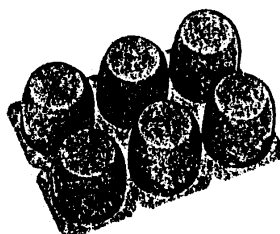
第14類
腕時計



第21類
香炉



第5類
スプレー式薬剤



第30類
菓 子



第30類
菓 子



第33類
ブランデー

(2) 立体的形状が、通常の形状より変更され又は装飾を施される等により特徴を有していたとしても、需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のものであれば、その立体的形状は、商品等の機能又は美感に資する目的のために採用されたものと認められ、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものと判断する。

〔解 説〕

(ア) 立体商標の形状が、特徴的な変更又は装飾等が施されたものであっても、需要者がその商品又は役務の取引業界において採用し得る範囲での変更又は、装飾等と認識するに止まる場合においては、その立体商標の全体を観察しても指定商品又は指定役務に係る商品等の形状の範囲を出ないものと判断されるので、原則として識別力を有しないものとする。

(例) 商標登録出願に係る指定商品が「自動車」である場合において、出願に係る立体的形状には同種の商品とは相違する特徴的な変更又は装飾等が施されていたとしても、例えば需要者がそのような変更又は装飾等は単に美感を向上させるために施されたものと認識するに止まるものである場合には、そのような立体商標は結局、指定商品である「自動車」の形状の範囲を出ないものと認識されるので、識別力を有しないものとする。

(イ) 「需要者において、機能又は美感上の理由による形状の変更又は装飾等と予測し得る範囲のもの」とは、同種の商品等について同一の変更又は装飾等が施された商品等が市場において実際に存在しておらず、外観上はそれぞれ特徴的な形状等からなるものと認められるとしても、その商品又は役務の取引業界において、その種の変更又は装飾等が採用され得るものと認められれば足りるものとする。

したがって、需要者において予測しうる範囲か否かは、その商品等の取引の実情、需要者層等を総合的に勘案し判断されるものであり、指定商品又は指定役務ごとに判断される。

例えば、商品等の形状をその商品等の機能、効果等から特定の形状にしなければならない必要性が薄い分野であって、商品等の外観上の特徴が需要者の購買心理、選択意欲、消費行動等に重要な影響を与える商品等については、その商品又は役務の市場における流行や需要者の用途、嗜好等に合わせた各種の特徴的な変更又は装飾等が施される実情が認められる。

その場合、立体的形状に施されたその種の変更又は装飾等は、外観上同種の商品等の形状と比較し特徴的なものと認められるとしても、それらは専ら需要者が商品又は役務を選択するに際して、外観上の美感若しくは魅力的な形状という嗜好上の意味合いを与えているにすぎず、それは未だその商品等の形状であると認識するに止まるものである。

したがって、そのような変更又は装飾等は自他商品又は役務の出所を表示する識別標識として機能しているものとは認められないものであるから、その立体商標の形状の全体を観察しても識別力を有するものとは認められない。

(例) 菓子や洋酒についてみれば、一般的に市場における流行や需要者の嗜好に合わせ、同種の商品等が採用し得る立体的形状に各種の図柄を装飾的に施すことに止まらず、その立体的形状自体を各種の動物や植物、器物等を模した形状への変更又は装飾化が行われる実情が認められることから、その範囲は広範に及ぶものと考えられる。

(ウ) 以上の考え方は、商品の包装の形状からなる立体商標についても適用されるものであり、特に指定商品が例えば「香水」や「洋酒」のように、商品そのものが液体、気体又は粉体等であり、容器に入れて取引されることが一般的である場合には、その立体商標の構成が全体としてその商品を入れる容器の形状を表してなるものと認識するに止まるものである限り、同様に取り扱う。

〔具体例〕 (以下は、何れも識別力を有するものとは認められない例である。)



第 3 3 類
ウイスキー



第 3 3 類
ウイスキー



第 1 4 類
腕時計



第 3 類
香水類



第 3 類
芳香剤



第 3 0 類
菓 子



第 3 0 類
菓 子



第 3 0 類
菓 子

(3) 商品等の形状そのものの範囲を出ない立体的形状に、識別力を有する文字や図形等の標章が付されている場合（浮彫又は透彫により文字や図形等が付されている場合を含む。）は、商標全体としても識別力があるものと判断する。ただし、文字や図形等の標章が商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられているものと認識することのできない場合は、第3条第1項第3号又は第6号に該当するものと判断する。

〔解 説〕

(ア) 商品等の形状、特に容器（瓶）等、に文字や図形等を付す場合（例えば瓶や缶などの包装容器に企業名や商品名が記載されている場合）には、商品又は役務の出所を識別させるために、需要者の目に止まり易いように付されるのが常であって、その標章中に表示された文字や図形等は、その商品又は役務の出所を表示するものとみるのが取引における経験則である。そのため、そのような文字や図形等が付されている立体商標の全体の識別力に関する審査においては、原則として、立体的形状に付された標章中に表示された文字や図形等について、それらが平面商標として出願された場合の審査方法に従い判断することとなる。

よって、上記1. または2. で述べた立体商標に、識別力を有する文字や図形等が付されているときは、原則として、立体商標全体としても識別力を有するものと認める。

〔具体例〕（以下は、何れも識別力を有するものと認める例である。）



第 3 2 類
ビール



第 2 1 類
ヘアブラシ



第 3 類
せっけん類



第 3 類
化粧品



第 2 9 類
乳製品



第 3 3 類
ウイスキー

(イ) ただし、立体商標に付された文字や図形等が、その指定商品又は指定役務の商標として機能するのは、あくまでもその指定商品又は指定役務の実際の取引における使用の実態を考慮し、その使用が明らかに自他商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられている場合に限られる。

(ウ) そこで、その文字や図形等の大きさ及び付し方、付している位置等の事情を考慮した場合に、明らかにその商品又は役務の出所を表示する識別標識としての使用態様で用いられているものと認識することができないときには、立体商標全体としても識別力を有するものとは認めることができない。

すなわち、願書に記載された立体商標中の文字や図形等が、例えば、その商品等の美感や機能等を向上させるための装飾又は単なる地模様の装飾として認識されるに止まる場合は、立体商標全体としても識別力を有するものとは認められない。

なお、この場合において、文字又は図形等の標章部分が立体的形状と一

体化しているものと認識されることから第3条第1項第3号を適用する場合と、その全体を観察した場合に、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができないものとして同第6号を適用することが適当と考えられる場合とがあろうが、何れが適当かはこれまでの図形商標に関する審査の運用を踏まえ、立体商標の構成全体を観察し個々具体的に判断する。

〔具体例〕（以下は、識別力を有するものとは認められない例である。）



第3類
香水類

（注）模様として認識される

2. 極めて簡単で、かつ、ありふれた立体的形状の範囲を超えないと認識される形状のみからなる立体商標について

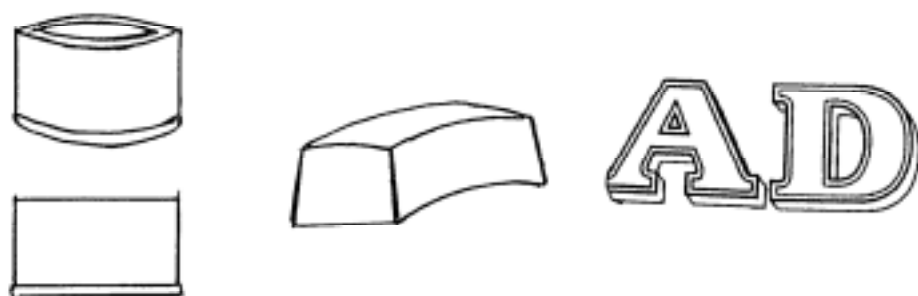
商標が、「極めて簡単で、かつ、ありふれた立体的形状の範囲を超えないと認識される」形状のみからなる立体商標は、識別力を有しないものとする。

〔解 説〕

（1）極めて簡単で、かつ、ありふれた形状とは、例えば、単純な球形、立方体、直方体、円柱等をいい、また、ローマ字1字若しくは2字、又は数字に単に厚みをもたせたにすぎない立体的形状もこれに含まれる。

なお、商標登録出願に係る立体的形状が、ありふれた形状のみからなるものであるか否かの判断は、その商品又は役務の需要者の認識を標準として判断されるべきである。

〔具体例〕（以下は、何れも識別力を有するものとは認められない例である。）



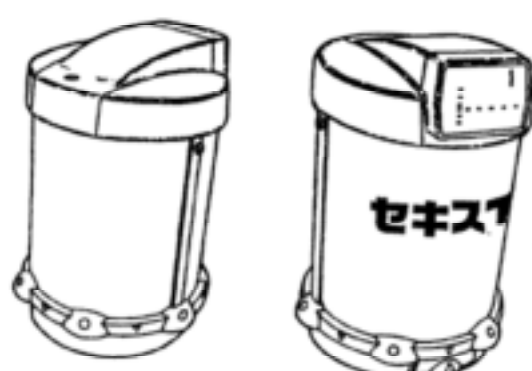
3. 立体的形状に文字や図形等が付されているが、その本来表示すべきと思われる構成、態様の全体が描かれていない場合、そのような文字や図形等の表示の取扱いについて

立体的形状に文字や図形等が付されているものの、その文字や図形等の一部が表示されていないことから、その構成、態様の全体が把握し得ない場合において、文字や図形等の全体が表示された場合の構成、態様を出願人の名称等から推認し、識別力の有無又は商標の類否に関する判断の対象とすることは、原則的には適当とは認められない。

ただし、例えば表示されている文字や図形等の立体的形状への付され方からみて、その全体の構成、態様を把握することはできなくても、表示されている部分の外観上の特徴から、容易に周知ないし著名な商標の一部と認められる場合、又は特定の称呼、観念が明らかに生ずるものと認められる場合は上記の限りではない。

〔具体例〕（特定の称呼、観念は生じないものとする例）

（特定の称呼が生ずるものとする例）



4. 第3条第2項関係

立体商標が使用により識別力を有するに至っているか否かの判断において、出願商標は立体的形状のみからなるものであるのに対し、使用している商品等においては、立体的形状に文字や図形等の標章（例えばラベル）が付されている場合の取扱いについて。

- (1) 第3条第2項を主張する際、使用により識別力を有するに至った商標として認められるのは、その商標と同一の商標及びその商標を使用していた商品又は役務と同一の商品又は役務に限られるとするのが原則である。
- (2) もっとも、出願商標は立体的形状のみからなるものであるのに対し、提出された証拠中の使用に係る商標においては、立体的形状に文字や図形等の平面標章を組み合わせ使用している場合については、「商品に、常に1つの標章のみを付すのではなく、むしろ、複数の標章を付して、商品の出所を識別したり、自他商品の区別をしようとする例も散見されるし、また、取引者、需要者も、商品の提供者が付した標章とは全く別の商品形状の特徴（平面的な標章及び立体的形状等を含む。）によって、当該商品の出所を識別し、自他商品の区別することもあり得る」（コカ・コーラボトル事件（知財高判平成20年5月29日（平成19年（行ケ）10215号）））ことから、出願商標と証拠中の使用に係る商標が同一ではないとして直ちに第3条第2項の適用を否定するのではなく、
- ①使用している商品等の立体的形状部分と出願商標に係る立体的形状が同一であるか、
 - ②使用している商品等の立体的形状部分のみが独立して、自他商品又は役務を識別するための出所表示としての機能を有するに至っていると認められるか、
- について判断する。

（注）以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- 「第3条第1項全体」の審査基準
- 「第3条第1項第3号（商品の産地、販売地、品質等の表示又は役務の提供の場所、質等の表示）」の審査基準
- 「第3条第1項第5号（極めて簡単で、かつ、ありふれた標章）」の審査基準
- 「第3条第1項第6号（前号までのほか、識別力のないもの）」の審査基準
- 「第3条第2項（使用による識別性）」の審査基準

42. 108. 01

第4条第1項第8号に関する承諾書の取扱い

第4条第1項第8号に関して提出される他人の承諾書には、1. 当該者であることを特定する記載、及び、2. 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載、を行うものとする。

1. 当該者であることを特定する記載について

(1) 原則、当該者であることを特定するため、承諾書には、その者の氏名又は名称及び住所又は居所の記載並びに当該者の押印又は署名を必要とする。

なお、住所又は居所の記載に関しては、当該者であることの特定が容易な記載（個人であれば住所、法人であれば本店所在地）であることが望ましい。居所等の記載がされている場合で、意見書等の記載を含めても当該者であることが特定できない場合には、出願人に対して通知書を送付する等により確認をする。

(2) 著名と認められる者であり、当該者の氏名・芸名・筆名等のみで個人が特定可能と判断される場合には、当該者の氏名・芸名・筆名等が明記され、押印又は署名があれば十分とし、住所又は居所の記載がなくても認める。

2. 出願人が当該商標登録出願について商標登録を受けることを承諾する旨の記載について

商標登録出願の番号、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分を記載した上で、当該出願について、出願人が商標登録を受けることを承諾する旨を記載する。

3. 承諾書のひな形

(別紙) 参照

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

○「第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準

(別紙)

承諾書

平成 年 月 日

住所又は居所
氏名又は名称等 (印)
(自署)

私、「〇〇」は、「△△（出願人の氏名又は名称）」が、下記の商標登録出願について、商標登録を受けることを承諾いたします。

記

1. 商標登録出願の番号
2. 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
第●類
第▲類

以上

89. 01

商標登録出願に関する情報提供について**1. 情報提供制度の意義**

平成8年の商標法改正により、商標権付与前の登録異議申立制度が廃止され付与後登録異議申立制度に移行することとなり、これまで付与前登録異議申立制度が果たしてきた、公衆に審査官の判断に対する意見を開陳する機会としての役割は、付与後の商標登録異議申立制度に引き継がれることとなった。

したがって、このような機会が公衆に与えられることなく商標権という強力な権利が発生することを踏まえると、審査主義を堅持する商標審査にあつては、より一層的確な審査の遂行が要求される場所である。

そこで、これまで運用によりなされてきた情報提供に関する手続を、新たに商標法施行規則中に規定することにより制度化し、その利用を拡大することによって、審査の的確性及び迅速性の向上を図り、瑕疵ある商標権の発生を未然に防止することとした。

なお、情報提供制度は、審査の的確性及び迅速性の一層の向上を図るために有用な情報を円滑に入手するための手続として位置づけられるべきものである。

(商標法施行規則第19条(情報の提供) 参照)

2. 具体的な運用**① 情報提供者**

「何人」も情報の提供をすることができる。

なお、「提出者」の欄における氏名等の記入は省略することができる。

ただし、その場合「住所(居所)」及び「氏名(名称)」の欄には「省略」と記載する。

② 情報提供の対象となる商標登録出願

情報提供は、特許庁に係属している商標登録出願についてのみ対象とすることができる。

したがって、特許庁に係属しなくなった商標登録出願(例えば、拒絶査定が確定した出願、設定登録された商標権に係る出願、取り下げられた出願)については、情報提供をすることはできない。

提供に係る事件が特定できない場合には、却下処分の対象とする。

③ 提供することができる情報

その商標登録出願に係る商標が、次のいずれかに該当する旨の情報を提供することができる。

商標法第3条、第4条第1項第1号、第6号から第11号まで、第13号、第15号から第19号まで、第7条の2第1項、第8条第2項若しくは第5項の規定により登録することができないものであること。

上記に該当しない情報が提供された場合、審査官はこれを考慮しない。

また、商標法第68条の32（国際登録の取消し後の商標登録出願の特例）又は同法第68条の33（議定書の廃棄後の商標登録出願の特例）の規定が適用される国内出願についても、同法第68条の34第2項の規定により、第15条第1号及び第2号の規定が適用されないこととなるため、審査官はこれを考慮しない。

④ 提出可能な資料

情報提供者は、提供しようとする情報が正しいものであることを証明するために、「書類」を提出することができる。

提出できる「書類」には、刊行物若しくはその写し又は商標登録出願等の願書の写しのほか、商標の使用に係るカタログ、パンフレット、取引書類の写し等の証明書類が含まれる。

ただし、「書類」に該当しないもの、例えば、商標の使用状況を撮影したビデオテープ等については提出することはできない。

⑤ 刊行物等提出された書類の取扱い

i) 審査官は、職権による調査では知り得ることのできなかった情報であり、客観的にその提出書類により証明しようとしている事実の存在について確信を得ることができる場合に限り、提出書類を拒絶の理由の有無の審査をする際の参考資料として採用する。

i i) 審査官は、提出書類を検討した結果、その商標登録出願について拒絶の理由がある旨の心証形成を得ることができた場合は拒絶の理由を通知する。

⑥ 情報提供者の提供に係る情報に関する釈明・面接等の機会

情報提供者は、商標登録出願の審査に係る当事者ではないので、原則として、提供された情報に関する釈明や、当該商標登録出願の登録の可否に関する説明、面接等を目的として審査官と連絡を取ることは認めない。

また、審査官は情報提供者を、商標法第77条で準用する特許法第194条第1項（書類の提出等）でいうところの必要な書類、その他の物件の提出を求める当事者とすることはできない。

⑦ 情報提供者へのフィードバック

提供者の希望により情報の利用状況についてフィードバックを行う。

その内容は、

- a. 提供された情報が情報提供前の拒絶理由通知に既に利用されていたか、
 - b. 情報提供後の拒絶理由通知に利用されていたかどうか、
- である。（最終的審査結果については、フィードバックする必要はない。）
 なお、フィードバックを希望する旨は「刊行物等提出書」の「提出の理由」の欄に記載されている。

⑧ 出願人への通知

情報提供があった事実は出願人に通知される。

⑨ 提供された情報の閲覧

提供された情報は閲覧に供する。

⑩ 施 行 日

商標登録出願についての情報提供制度は、平成9年4月1日から施行。なお、商標法第7条の2第1項（追加）についての情報提供制度は平成18年4月1日から施行。

⑪ 情報提供（「刊行物等提出書」）の様式

参考「様式第20（商標法施行規則第19条関係）」参照

参考 商標法施行規則様式第20（第19条関係 抜粋）
（平成12年1月1日以降の出願）

【書類名】 刊行物等提出書 （【提出日】 平成 年 月 日） 【あて先】 特許庁長官 殿 【事件の表示】 【出願番号】 【提出者】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【代理人】 （【識別番号】） 【住所又は居所】 【氏名又は名称】 【提出する刊行物等】 【提出の理由】
--

〔備考〕

1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように出願の番号を記載する。審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号を記載する。

2 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては氏名を記載する。法人にあつては名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

3 第19条第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第4項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。

4 「【提出者】」の欄に記載すべき者が2人以上ある時は、次のように欄を繰り返し設

けて記載する。

【提出者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【提出者】

（【識別番号】）

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

5 「【提出の理由】」の欄には、当該刊行物等によりその商標登録出願に係る商標が登録要件を欠くものであるとする理由を記載する。

6 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、27及び41から44まで並びに様式10の備考5と同様とする。